

# ソフトウェア使用許諾契約書

本契約は、お客様（以下「お客様」といいます）と株式会社サンクローバー（以下「会社」といいます）との間における、オートトレーディングシステムシリーズ全て（以下「許諾ソフトウェア」といいます）の使用権許諾に関する合意事項を規定するものです。

## 第1条（総則）

許諾ソフトウェアは、日本国内外の著作権法ならびに著作権者の権利およびこれに隣接する権利に関する諸条約その他知的財産権に関する法律によって保護されています。許諾ソフトウェアは、本契約の条件に従い、会社からお客様に対して使用許諾されるもので、許諾ソフトウェアの著作権等の知的財産権がお客様に移転するものではありません。

## 第2条（使用権）

1. 会社は、本契約に定める条件に従い、許諾ソフトウェアの非独占的かつ譲渡不能な使用権をお客様に許諾いたします。
2. 本契約によって生じる許諾ソフトウェアの使用権とは、許諾ソフトウェアをお客様の所有するパーソナル・コンピュータ1台（以下「指定PC」といいます）に1部導入し、指定PC上において、使用する権利をいいます。
3. お客様は、許諾ソフトウェアの全部又は一部を複製、複写してはならず、修正、追加等の改変をすることもできません。

## 第3条（権利の制限）

1. お客様は、許諾ソフトウェアを再使用許諾、貸与またはリースその他の方法で第三者に使用させてはならないものとします。
2. 許諾ソフトウェアは1つのソフトウェアとして、指定PCにおける使用を条件に許諾されています。お客様は、許諾ソフトウェアの全部もしくは一部またはその構成部分を複数のPCで使用するために分離してはならないものとします。
3. お客様は、許諾ソフトウェアを用いて、会社または第三者の著作権等の権利を侵害する行為を行ってはならないものとします。
4. お客様は、許諾ソフトウェアに関し、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等のソースコード解析作業を行ってはならないものとします。

## 第4条（許諾ソフトウェアの権利）

許諾ソフトウェアに関する著作権等一切の権利は、会社または会社が本契約に基づき、お客様に対して使用許諾を行うための権利を会社に帰属するものとし、お客様は許諾ソフトウェアに関して本契約に基づき許諾された使用権以外の何らの権利を有しないものとします。

## 第5条（責任の範囲）

1. 会社は、許諾ソフトウェアにエラー、バグ等の不具合がないことを保証するものではありません。但し、会社は、当該エラー、バグ等の不具合に対応するため、許諾ソフトウェアの一部を書き換えるソフトウェアもしくはバージョンアップの提供による許諾ソフトウェアの修補または許諾ソフトウェア中の他社製ソフトウェアに関する問い合わせ先の通知を行うことがあります。本項に定めるソフトウェアおよびバージョンアップの提供方法は、会社がその裁量により定めるものとします。なお、かかる修補またはバージョンアップが行われたソフトウェアについても、特段の定めがない限り、本契約が適用されるものとします。
2. 会社は、許諾ソフトウェアに関連して、会社および原権利者が、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証するものではありません。
3. 会社は、お客様が本契約に基づき許諾された使用権を行使することによりお客様または第三者に生じた損害に関していかなる責任も負わないものとします。
4. 会社は、許諾ソフトウェアに関連して会社または第三者が提供する製品およびサービスの開始または継続を保証するものではありません。
5. 許諾ソフトウェアに起因するお客様に対する会社の損害賠償責任は、いかなる場合にもお客様が証明する許諾ソフトウェアの購入代金を上限とし、
6. 通信エラー及びシステムエラーにより、当該株式を購入することが出来なかった時、株式を購入していたら獲得できていた利益を補填することはありません。
7. システムエラー、バグ等の不具合による株式売上の損失に対しては一切補填及び補償はいたしません。但し、許諾者は不具合等に対し誠意を持って対処します。

## 第6条（契約の解除）

1. 会社は、お客様が本契約に定める条項に違反した場合、直ちに本契約を解約することができるものとします。
2. 前項の規定により本契約が終了した場合、お客様は速やかに許諾ソフトウェアの使用を中止するものとします。また、お客様は、本契約の終了した日から2週間以内に許諾ソフトウェアを指定PCから削除するものとし、会社より要求があった場合には、その旨を証明する文書を会社に差し入れるものとします。

## 第7条（賠償請求）

本契約ならびに著作権法その他法令にお客様が違反され、弊社に損害が生じた場合は、その賠償を請求させていただくことがあります。

## 第8条（その他）

1. 本契約は、日本国法に準拠するものとします。
2. 本契約については、会社の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。
3. お客様は、許諾ソフトウェアを日本国外に持ち出して使用する場合、適用ある国内外の輸出管理規制、法律及び命令に従うものとします。
4. 本契約は、消費者契約法を含む消費者保護法規によるお客様の権利を不当に変更するものではありません。
5. 本契約の一部条項が法律によって無効となった場合でも、当該条項以外の条項は有効に存続するものとします。
6. 本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義を生じた場合には、会社と使用者は誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

## 第9条（存続条項）

本契約終了後も、第1条、第4条、第5条、第7条の規定は存続するものとします。

## 第10条

購入申込みが為された時点で使用者は、本許諾書に同意したものとみなします。

（許諾者） 東京都調布市緑ヶ丘2 - 6 8 - 2 アーベイン世田谷4 1 0

株式会社サンクローバー

代表取締役 高木 泰三

## 同意書

利用者は、コンピューターソフトウェア「株式自動売買システム」の購入に当たり、投資として損益が発生するリスクを十分に理解して本商品を購入するとともに、たとえ損失が生じた場合でも貴社に対し、異議申し立てをしないことをここに誓うことを確認いたします。